

4月 (No. 46)

町長 内山大三筆

昭和45年4月10日 ■発行/与板町 (代表者/与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



● おはようと元気に登校 今日から一年生

長い冬から解放され天に地に自然の豊かさが感ぜられ、見るものすべてが新鮮に感ぜられる頃になりました。天には小鳥が飛びまわり、地にはたくましく春耕が始まります。又、この時期は新入学の時でもあります。希望に胸ふくらませ元気に登校してくる子供達を暖かく見守り、幸せな毎日を送られるようにしてやりたいものです。

人口の動き

3月31日現在	
()は2月末との比較	
人口	8,032人 (-37人)
男	3,897人 (-19人)
女	4,135人 (-18人)
世帯	1,786 (-2)
出生	13人
死亡	6人
転入	55人
転出	99人

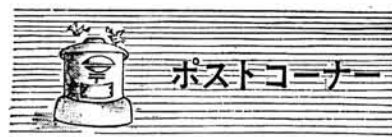
議会報告

昭和四十五年度予算説明	2
一般会計	3
国保会計	4
上水道会計	5
子どもを水から守る運動	6
良寛さまの歌と与板	7
お知らせ	8

おもな内容は

4月 卯月 (うづき)

- 🏠 **くらし** 新学期 (入学・新学) 冬物の整理、強風の季節掃除は念入りに、お花見、ハイキングのシーズン、外出時には防犯、防火の用心を
- 🌸 **はな** バンジー、アネモネ、チューリップ、デージー、さくら、くるめつつじ
- 🍓 **やさい** たけのこ、うど、ふき、わらび、からし菜、みつば、にら、レタス、しゆんぎく
- 🐟 **さかな** かつお、にしん、きす、いわし、とびうお、やりいか、さより、あさり、あわび
- 🍌 **くだもの** 伊予かん、三宝かん、レモン、りんご、いちご、はつさく



ふるさとを離れて働く人々を 愛のたよりで励ましましょう

就職や進学で私たちの生活環境も変わる季節になりました。

様々な思い出のある、住みなれたふるさとを遠く離れて働く人々にとって、ふるさとほどなつかしいものはないでしょう。こんな時ふるさとからの、両親や兄弟、後輩からのたよりを送ることは、どんなに楽しく、励ましとなることなのでしょう。

郵政省もこの愛のたより運動をいつそう活発にしようと、今春卒業され親元をはなれて就職される青少年を対象にミニレターや手紙の書き方などを配付するなどして、みなさんにこの文通運動を呼びかけています。

便利なミニレター

郵便書簡のことをミニレターと俗にいつています。これは封筒と便せんをかね備えたもので、郵便切手を貼る必要もなく、売価一枚15円でそのまま差し出せる便利なものです。一度お試しください



ごみ並びに危険物の 搬出について

平素は、ごみ及び危険物集取業務について、御協力をいただきありがとうございます。ごみ並びに危険物の搬出については、最近個々にごみ、危険物の無断搬出が多くなつており、その整理に苦慮して居る現状ですので、集取業務の円滑及び火災防止の上から次の事項について特段の御力をお願い申し上げます。

1. ごみ、危険物の搬出は集取の上から次の事項について特段の御力をお願い申し上げます。
 - ① 燃やさない物(取灰、石炭等)は危険物集取の際にお出し下さい。
 - ② 犬の所有者は毎年一回知事に登録しなければならぬ(4月1日以後91日以上の犬、又は翌年3月31日までに生後91日以上の犬の所有者)……第4条
 - ③ 犬の所有者は6カ月毎に一回の狂犬病予防注射を受けさせなければならない……第5条
2. ごみ集取の際、燃やさない物(取灰、石炭等)は危険物集取の際にお出し下さい。

昭和四十五年度 畜犬登録並びに狂犬病 予防注射の実施について

又、新潟県では次のように条令で定め、条令違反した場合は罰則することになっておりますので必ず受けて下さい。

日程

4月22日	都野神社前
午前10時~正午	
4月23日	黒川公民館前
午前10時~午前11時	
4月23日	保健所前
午後1時~午後3時	

手数料等

- ◎畜犬登録申請手数料 三〇〇円
- ◎狂犬病予防注射手数料 二六〇円
- ◎犬飼者の門標(ステッカー) 一〇円

計五七〇円と印鑑をお忘れなく御持参下さい。

議会報告

昭和四十五年度予算等可決し 三月定例議会終る

昭和四十五年第一回定例議会は三月十一日召集され会期十四日間をもつて開かれ三月二十四日提案議案十九件の全議案を可決して閉会しました。

今回の定例会は昭和四十五年予算を中心として、施政方針及び事業計画等を決める重要な議会でありました。次に議決された議件について簡単に説明いたします。

議案第一号 長岡地域開発公社 加入について
四市六町村が地域の総合開発を推進するために各市町村より出資金を求めて財団法人を組織し公社として発足するもの加入することに決したものです。主な事業内容は次のとおりです。
(1)公共用地等の取得、造成及び処分
(2)地方公共団体から委託を受けた事業

議案第二号 昭和四十四年度与板町一般会計補正予算
昭和四十四年度最後の補正でその額は三、二七三万円であり、その主なものは歳入では町税と財産売却収入です。歳出では車庫建設の不足分と前記公社への加入に要するもの加入によるものです。

議案第三号 昭和三十四年度与板町国保会計補正予算
補正額は三、三三三万円です。主なものは歳入では国庫支出金であり歳出では療養費です。

議案第四号 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
議案第五号 長岡地区伝染病院を組織する市町村の数の増加及び規約変更について

議案第六号 新潟県消防団員等公債組合理約の全部改正について
旧法では組合議会議員の定数を五十二人と定めておいたものを二十人とし、又執行機関のなかに参事と置いたことと及監督委員を置いたこととが主なる改正目的であります。それと併せて規約の字句等を整理して現在にふさわしい条文に改めたものであります。

議案第七号 与板町消防団員の定数、任免、給与、服務等

に関する条例の一部を改正する条例
消防団員の報酬及び費用弁償等の改正を行ったものであります。

議案第八号 与板町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特殊勤務手当の支給について条例規則で定めたものであります。

議案第九号 与板町報酬額、費用弁償額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
各種委員会委員の報酬及び費用弁償並びに旅費等について条例改正であります。

議案第十号 与板町使用料徴収条例の一部を改正する条例
新年度は約二十人乗りの霊柩車を講入することにになりました。諸物価の値上り等により使用料金の改正を行ったものであります。

議案第十一号 与板町水道事業給水条例の一部を改正する条例
町だよりの前号においても説明申し上げたところであります。約一億九千万円の巨費を投じて水道の拡張工事を施行することとなり、今後の借入金等の賦償還等のため、止むを得ず水道料金の改正を行なわなければならないので条例を改正し従来基本料金四〇〇円であったものを六月から六〇〇円としたものであります。

議案第十二号 昭和四十五年与板町一般会計予算
議案第十三号 昭和四十五年与板町国保特別会計予算
議案第十四号 昭和四十五年与板町水道事業会計予算
以上三議案については別掲のとおりです。

議案第十五号 与板町母子健康センター条例の一部を改正する条例
助産手数料の引上げの条例改正であります。

議案第十六号 新潟県交通災害共済組合理約の一部を改正する規約
議案第四号、議案第五号と同様に新たに組合に加入した地方公共団体がありますので承認したものであります。

議案第十七号 町長の専決処分事項について
町長が専決処分することのできる予算等の範囲を定めたものであります。

議案第十八号 与板町固定資産評価審査委員の選任について
長い間就任されておりました吉原豊次氏がこの度任期満了となりましたので後任として五十嵐若一氏が選任されました。

議案第十九号 与板町税条例の一部を改正する条例
市町村民税について地方税法では各自自治体において標準税率の一・五倍まで条例で定めれば賦課してもよい規定になつておりますが与板町では現行条例では一・三倍を賦課しておりましたが新年度より個人については標準税率を採用して税の軽減を図つたことと、長期、短期の譲渡所得についてもそれぞれ特別措置を条例に規定したものであります。



ととなり、今後の借入金等の賦償還等のため、止むを得ず水道料金の改正を行なわなければならないので条例を改正し従来基本料金四〇〇円であったものを六月から六〇〇円としたものであります。

議案第十二号 昭和四十五年与板町一般会計予算
議案第十三号 昭和四十五年与板町国保特別会計予算
議案第十四号 昭和四十五年与板町水道事業会計予算
以上三議案については別掲のとおりです。

議案第十五号 与板町母子健康センター条例の一部を改正する条例
助産手数料の引上げの条例改正であります。

議案第十六号 新潟県交通災害共済組合理約の一部を改正する規約
議案第四号、議案第五号と同様に新たに組合に加入した地方公共団体がありますので承認したものであります。

議案第十七号 町長の専決処分事項について
町長が専決処分することのできる予算等の範囲を定めたものであります。

議案第十八号 与板町固定資産評価審査委員の選任について
長い間就任されておりました吉原豊次氏がこの度任期満了となりましたので後任として五十嵐若一氏が選任されました。

議案第十九号 与板町税条例の一部を改正する条例
市町村民税について地方税法では各自自治体において標準税率の一・五倍まで条例で定めれば賦課してもよい規定になつておりますが与板町では現行条例では一・三倍を賦課しておりましたが新年度より個人については標準税率を採用して税の軽減を図つたことと、長期、短期の譲渡所得についてもそれぞれ特別措置を条例に規定したものであります。

四月の行事

■緑の週間(一日～七日)
昭和二十五年から都市、学園の緑化、水源林の造林、水害防止林の造成などの公共的植林を行なう資金を募ることが目的で設定されたのがこの週間でありました。

■健康の日(七日)
国民一人一人が健康の尊さについて、よりいっそう理解を深めるとともに、自分の家庭の健康について考え反省し、自分で健康増進をすすめていこうというのでこの日が定められました。

■婦人の日(十日)
昭和二十年十二月に衆院選挙法が改正され女子に参政権が認められたのを記念して設定された。

■科学技術週間(十八日～一週間)
十八日の「発明の日」を含む一週間、科学技術について広く一般の理解と関心を深めるため、科学技術の振興をはかるために設けられた。

■全国環境衛生週間(二十二日～一週間)
国民のすべてが清潔で快適な生活を営むために美しい環境作りをしようということに設けられた。

議案第十六号 新潟県交通災害共済組合理約の一部を改正する規約
議案第四号、議案第五号と同様に新たに組合に加入した地方公共団体がありますので承認したものであります。

議案第十七号 町長の専決処分事項について
町長が専決処分することのできる予算等の範囲を定めたものであります。

議案第十八号 与板町固定資産評価審査委員の選任について
長い間就任されておりました吉原豊次氏がこの度任期満了となりましたので後任として五十嵐若一氏が選任されました。

議案第十九号 与板町税条例の一部を改正する条例
市町村民税について地方税法では各自自治体において標準税率の一・五倍まで条例で定めれば賦課してもよい規定になつておりますが与板町では現行条例では一・三倍を賦課しておりましたが新年度より個人については標準税率を採用して税の軽減を図つたことと、長期、短期の譲渡所得についてもそれぞれ特別措置を条例に規定したものであります。

昭和四十五年度予算決まる

一般会計予算総額は前年比十七・七％増の二億二千五百万円に

本年一年間の与板町の予算は前年比十七・七％増の二億二千五百万円になりました。

この額は前年に比較すると三千四百万円も多く積極的大型予算であります。予算の主要柱は前にも町民の皆様にお知らせし、議会で審議を進めた与板町基本計画が基になつております。そこで今年一年間の町の予算がどのように使われるのかその内容を説明申し上げます。

尚、予算の執行に当たりましては、与板町が明るく住みよい、豊かな町になり皆さんと共に前進できるように配慮致すつもりでありますので皆さんの一層のご協力をお願い致します。

予算編成の方針

昭和四十四年度 決算見込

三百万円の黒字を計上
新年度予算編成の方針をお知らせする前に昭和四十四年度の決算見込について報告いたします。昭和四十四年度は予定した事業も順調に消化でき、予算の最終補正に於ても収入の順調な伸びにより一部経費を投資出来る状態になりました。この結果、前年に引き続き黒字となり、その額が三百万円以上となること予想できるところになりました。これも町民、皆様、皆様の深い理解とご協力のおかげでありますので感謝申し上げますと共に報告申し上げます。

新年度予算編成の方針

減税に踏み切り住民の負担軽減を計る
新年度予算編成に当たっては

次のことを考慮に入れて作成致しました。

昭和四十五年度は国に於て予算が一部暫定となり、地方財政への各種の方針が適格に指示されないうまま予算の編成に着手しましたが、私共では途中に於て個別に打ち合せを行わない正確な予算編成を行なうように努力しました。

ところで町の財政需要ですが従来行なわれてきたものに加え急速にその近代化が必要となり行政水準の全般的向上が強く要求されるようになって参りました。

このため、この地域の特性に応じ、住民の要望に出来るために私共は、財政の効率化運用を計り、又引き続き厳しさを堅持し財政の健全化に努力致したいと思っております。

ところで、予算編成上は

ける財政見通しであります。国に於ては大きな経済成長率を掲げて増大する財政需要に対処しておりますが当町のようには第一次産業が大きく占めるところでは国の見込む経済成長率を大きく下廻るため税収の伸びも大きな期待を持てません。又、今年度より住民の負担軽減のため減税に踏み切りましたので、財政の見通しは甘くなく結局総合成長率を七％と見込みました。このため予算規模は大きくなつておりますが増大する財政需要を考へるとき決して内容的には楽なものではありません。

今年度の予算編成はこのような観点から少ない予算で最大の効果を発揮できるように議会でも審議を進められ与板町基本計画の実施を主要柱としました。

それでは予算の収入支出を項目別に説明致します。

収入

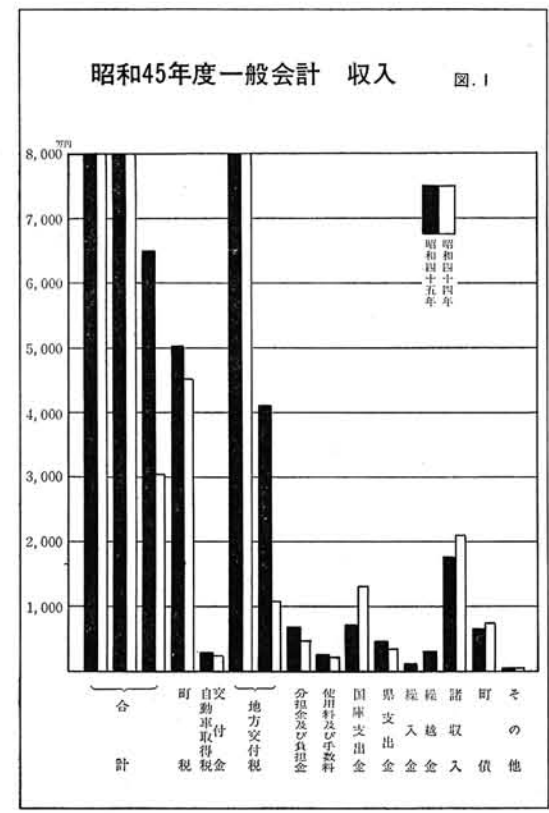
総収入の五三・九％が地方交付税
町税は二二・四％を占める

町税総額 五千三十五万円
町民一人当り町税負担 六千四十九円

市町村民税 個人市町村民税の税率を標準に引き下げることは四十四年以來強く要望されておりましたが今年度より実施することと致しました。

この市町村民税は一千四百九十三万円町税の中の二九・七％を占めております。

固定資産税 固定資産税は標価の改正と新築家屋の急速な増加により



前々々十四・二％増の一千九百二十一万となりました。これは町税の中の三十八・一％を占めております。

その他
たばこ消費税、電気ガス税が合せて一千二百四十三万円町税の中の二十四・七％を占めて重要な財源となつております。このたばこ消費税はタバコの町の消費量により専売公社より配分されてくるものでありますのでタバコは町で購入され町財政に協力されるようお願い致します。

それと、目的税の都市計画税が百八十五万円計上されております。以上が町税の中味であります。この町税が総額

地方交付税は町の財源不足額に対して国が交付するものであります。総額一億二千二百三十三万円で収入の五三・九％と最も大きな割合を占めております。

又、これは一般財源として六十％を越えており町の一番の収入源であります。

その他
使用料及び手数料に葬儀車の新設により、火葬場の使用料が大人三千円、小人二千円に改訂されたためこれを含めて二百五十二万円が計上されております。

又、第四銀行与板支店の閉鎖されるに際し消防施設充実の寄附された百万円もその他の収入として計上されて

支出

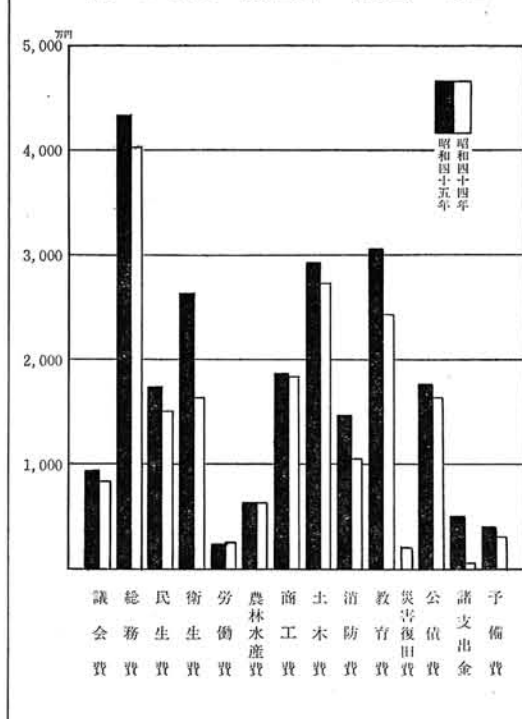
この他産育資金、設備近代化資金を前年通り受け入れ産業振興に役立たせるため諸収入に一千四百万円が計上されています。

町民一人当たり二万七千円の支出

歳出についての
大綱は昭和四十四年度給与改訂の平年度化、今年度給与改訂分を予算に組み入れてあります。又新規事業を含めて投資的経費を經常収入の二十％を目途として計上してあります。それでは今年度予算がどのように使われるのか項目別に説明致します

議会及び総務費
町の発展策を講ずるための企画費と交通対策に配意し、議会費及び総務費を見ますと主要なものは人件費であり

昭和45年度一般会計 支出 図.2



老人、児童福祉対策に重点
民生費では社会福祉の充実という観点から老人福祉対策、児童福祉対策に意が向けられてあります。

即ち老人福祉対策では集会所を通じて楽しい生活を送られるよう老人クラブに対する補助金、又健康で生活を送られるよう健康診断等に配意してあります。児童福祉関係では遊園地設置のための費用、又黒川地区における保育園設置のための南中保育園の整備を計画しておりますが、本年度に於ては保育料の軽減措置をするためにこの予算が計上してあります。

衛生費
環境衛生の充実をはかる衛生費では環境衛生の充実を

はかるため塵芥処理施設を清掃センターに併設するための建設費が計上してあります。この焼却場は和島村に建設され、八月操業となる予定であります。又、今度葬儀車を新しくしマイクロスパスにするための経費が計上してあります。このマイクロスパスは二十五人乗れることになっております。このた火葬場の使用料が少し高くなり大人三千円、小人二千円になります。

この他、母子衛生強化のための栄養食品無償配布、又、安心して授産できるよう母子センターの整備、各種の病気の予防に対処するための経費が重点的に配分してあります。

農林水産費
農業の基盤整備と後継者育成に重点

農林業振興のため従来より諸経費の強化に配意してあります。即ち農林業の近代化と生産増強をはかるための経費後継者育成のための経費が重点計上してあります。

商工費
金物振合事業と商工会への補助を強化

商工費では、金物振興と商工会の強化をすすめるために配意してあります。又、産育資金、設備近代化資金が十分な活用を得られよう。町の商工業の発展がはかれるように予算計上してあります。

土木費
道路の新設改良と舗装に重点

土木費は道路の新設改良を重点施行することにし、従来事業、改良地区の舗装を行なうことにしてあります。又、道路の維持管理、都市計画、公共事業、県営事業の受け入れにも配意してあります。

消防費
組織強化と設備の増強に配意

消防費は今年度特に設備の増強をはかるため無線器材、防火用水槽の新設を計画しております。又、常勤、非常勤の組織強化に対処するための経費が計上してあります。

教育費
小・中の備品の整備と社会教育に重点

教育費では、小・中学校の設備、教材備品の整備に配意がされております。それと特に今年度は小学校便所の改築を行なうことにしてあります。又、社会教育面にも力を入れ、これの充実を計画してあります。

生活の知恵
乗りもの酔いを防ぐには

乗りもの酔いは内耳にある耳石という平衡器官の関係からおきるものでたぶん体質遺伝があり、胃のよしあしなどには関係はありませんが、水兵が軍艦では酔わず船酔いするようもので、心の緊張はかえって乗りもの酔いを防ぐようです。そこで、乗りもの酔いを防ぐコツとしては

- ①前夜よく眠っておく。
- ②その日の朝食はいつもの半分くらいにとどめておく。空腹でも満腹でもよくありません。
- ③酔いどめの薬は乗る三十分位前に飲むのが効果的です。
- ④乗ったあととはゆれうごく窓外を見たり、本を読んだりしないことです。
- ⑤おの強い場所を避けることが必要です。
- ⑥船の場合はなるべく中央に部屋をとり、進行方向にからだの線を一致させてあおむけに寝ているのが一番です。
- ⑦ふだん酒を飲み慣れていない人なら少し飲んだほうが、かえって乗りもの酔いを防ぎます。
- ⑧重曹液の静脈注射で治る場合があるので、耳び科医に相談してみるのもよいことでしょう。

国保会計

国民健康保険は勤労者等の被用者を対象とする健康保険に加入してない、一般住民を対象とした地域保険で被保険者は人口に対して約六十％前後であります。療養諸費は医療費の値上げ等により年々増加する傾向にあり国保会計を圧迫しております。

又、この会計は、性質として国庫支出金以外はすべて保険税によつて不足分を支弁しなければならぬことから一般町税においては減税を打ち出しておりながらも保険税においては増税しなければならぬということになります。

この結果、この会計も年々大型化し医療費等の値上げにより今年度は前年より千七百五十万円多い大型予算となっております。

このようなことを町民の皆様も御認識頂き、健全な国保会計とするために御協力いただきたいと思ひます。それではこの会計内容をご説明します。

一、収入について
この会計の特殊性として先

にも説明申し上げました通り支出に見合う収入を得なければならぬということから前年比二十％増の二千九百五十万六千円を見込んであります。

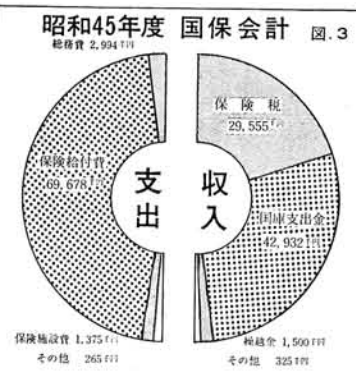
この保険税は国保全体収入の三十九・八％を占めており一世帯当り二万四千九百四十円になります。

医療費の年々の増高により国保会計も年々苦しくなっております。保険税の完納に皆さんの御協力をお願い致します。

国庫支出金
保険税と共に収入の大部分を占めているのが国庫支出金です。これは療養給付費及び国保事務費に対する国の負担金、保険税の軽減措置、財政調整のための補助金です。

これは前年より千三百八十八万八千七百八十九円多くなっております。千・八％を占めております。

これらが国保会計の主な収入源です。



二、支出について
これは国保事務及び運営管理に用いる経費であり支出全体の七・二％を占めております。

総務費
支出の大部分九三・八％を占めているのがこの保険給付費です。

この費用は療養給付のための経費で一世帯当り八万三千二百二十円にもなっております。

これは保険者が医者にかかったときに医者に支払われるもので前年より一千六百九十八万円多くなっております。

このように給付の費用が増大しておりますので病気が早期診療を行ない軽い内に癒し、自分の健康管理に充分配慮されるようお願い致します。

このことが国保会計の健全化につながるものと思ひます。これらが支出の大部分です。

参考
国保被保険者数 四、八〇二人
受診率(一人当り) 五・八七回
一件当り費用額 三、四三八円

昭和四十五年度上水道特別会計の予算について資本的収入と支出を二一六、八三八千円を予定し、その収入は借入金一〇六〇〇千円を予定しております。

収益的収入及び支出では
収入 二九、三三三千円
内訳 営業収益 二一、三五〇千円
営業外収益 八、〇六三千円
支出 二一、九四五千円
内訳 営業費用 一四、四四〇千円
営業外費用 七、五〇五千円

資本的支出の主なものは
建設改良費 一、二一八円
企業債償還 二六八円
元金 四、五七〇千円
七〇千円
収入は借入金を予定しております。

支出に対して収入が



上水道会計
水道施設改良と水質改善の本工事に着手

昭和四十五年度上水道特別会計の予算について資本的収入と支出を二一六、八三八千円を予定し、その収入は借入金一〇六〇〇千円を予定しております。

収益的収入及び支出では
収入 二九、三三三千円
内訳 営業収益 二一、三五〇千円
営業外収益 八、〇六三千円
支出 二一、九四五千円
内訳 営業費用 一四、四四〇千円
営業外費用 七、五〇五千円

資本的支出の主なものは
建設改良費 一、二一八円
企業債償還 二六八円
元金 四、五七〇千円
七〇千円
収入は借入金を予定しております。

支出に対して収入が

各種産業金融制度資金について

※異設備近代化資金
昭和四十五年度の貸付要領が次のように決まりました。お知らせいたします。

1. 対象企業・業種 同一業種に引き続き三年以上の経歴を有し、国が指定したものである。
2. 貸付率 設備に要する額の五割以内
3. 貸付限度額 十万元以上五〇〇万円以下
4. 償還方法・期間 一カ年据置き、四年均等償還とする。
5. 償還準備金積立制度が有り。
6. 無利子

なお業種、設備については、産業課へお問い合わせください。

※林業関係補助金・融資資金

1. 拡大造林補助金
2. 融資資金

● 山林取得資金(百万円まで、二十五年償還、年四分の利子、他に教種の融資制度があります)から、産業課又は森林組合へおたずねください。

「こどもを水から守る運動」 にご協力を！

運動の趣旨
こどもの水死事故は毎年その跡を絶たず、特に未就学児の水死者は監視義務者の不注意によるものが圧倒的に多い現状にあるところから、大きな社会問題となつて居る。市町村をはじめ、家庭・学校・関係機関・団体等の協力のもとに、県民が、この運動に参加し、こどもの水死事故を未然に防止しようとするものであります。

1. 幼児に対する保護監督の徹底
 2. 家庭周辺における危険箇所点検と整備
 3. 水泳禁止区域および水泳指定区域の周知徹底
 4. 児童、生徒に対する水泳指導の強化
- 運動の期間
昭和四十五年四月一日から昭和四十五年十月三十一日までとし、特に次の期間を強調月間とする
- (1) 四月一日から六月三十日まで
 - (2) 七月一日から八月三十一日まで
- 夏期にお



ける児童、生徒の水死事故防止強調月間
この運動は市町村や関係機関、団体だけが行なうものではなく、家庭、学校をはじめすべての地域住民がこの運動推進の一員として積極的に参加し、協力してこそはじめて成果があるものであります。この運動にご協力をお願いいたします。

税相談室

確定申告がまちがついて
確定申告は3月16日期限で終了しましたが、その申告に計算誤り等があることが解つたときは次のような手続ができます。

1. 修正申告
申告した税額が少なかつたときは、税務署から更正があるまでは修正申告書を提出し納税することができ、この場合は5%の過少申告加算税がかかります。但し特種な場合を除いて自発的に修正申告書を提出した場合はいくらでもありません。
2. 更正請求
申告した税額が多すぎたときは確定申告期限2ヶ月以内(本年は5月16日まで)に更正請求書を提出して納税し過ぎた税金を返してもらえます。
3. 期限後申告
確定申告を忘れていた場合は、税務署から決定があるまで期限後申告書を提出して納税することができ、この場合は10%の無申告加算税がかかりますが自発的に申告すれば5%になります。

滞納は町民全体の不利
よく税の収納率何%というものがいわれます。これは一年間に実際に収納された額と課税された額に対する割合をいうのです。かりに収納率が90%であったとします。本来100%であるべき比率が下廻るという事は100人中の10人が滞納者があるという事です。そこでまじめに完納した納税者の「声なき声」を察するならば「年々90%の収納率ですむなら」

なぜはじめから90%の額だけ課税し、それを完全に回収しないか」と云う完全な背負いこんだことにもなるわけですが、
「云々事は行政の正義公平も秩序も保たれません10%という額は税額百円の方には十円にすぎませんが町税全体の額からすれば相当多額となり、それだけ減税もあるいは町民福祉向上の面により多く回すことが可能となります。又これが自己財源として、国の補助金や起債などがもたらす約3倍の事業が出来ることになり、町民の生活に約2%に比して管平均九・九・五%に比べて最下位でありました。何卒滞納しない様子を特段の御協力を願ひ上げます。町税は町民の為の税金であり会費であります。納税をすまして明るい町を築きましょう。」

町内別寄付金額 (円)

町内名	金額	町内名	金額	町内名	金額
中町	二、四〇〇	堂前中	一〇、三〇〇	長丁	九、四〇〇
安永	四、〇〇〇	島町	三、一〇〇	下丁	四、六〇〇
上町	四、八〇〇	鳥居	三、一〇〇	本手板	八、九〇〇
蔵小路	六、〇〇〇	中川岸	三、五〇〇	馬越	三、三〇〇
横町	四、三〇〇	水道町	五、五〇〇	岩方	二、八〇〇
堤下	八、五〇〇	北新	四、二〇〇	中田	一、〇〇〇
柳之町	三、五〇〇	南新	五、五〇〇	吉津	二、五〇〇
倉谷	二、五〇〇	下横町	一、八〇〇	南	二、二〇〇
山沢	四、〇〇〇	五軒町	一、八〇〇	中	二、二〇〇
榎原	四、〇〇〇	稲荷町	八、六〇〇	岩	一、〇〇〇
横原	二、五〇〇	馬場町	一、三〇〇	吉	二、〇〇〇
山	二、五〇〇	泉町	四、四〇〇	廣	二、〇〇〇
倉	二、五〇〇	馬場町	六、二〇〇	野	二、〇〇〇
山	二、五〇〇	泉町	四、四〇〇	計	一六、三〇〇

「心配ごと相談所」を開設します 気軽に相談においで下さい

最近公私を問わず相談事業が年々盛んになっております。その背景には大巾な社会経済の変動にもなつて、地域環境や家族関係が急速に変わり、住民の生活内容が一層複雑になっていくという現状からであると思われまます。

このような状況から、心配ごとをかかえて苦しむ、しかも社会的に孤立して行く個人や家族にたいし、地域住民の立場にたつて、生活維持のための手段を示唆し、諸制度の活用を便宜をはかることが、

社会福祉事業の今日的役割となつてまいりました。

このため与板町社会福祉協議会は四月から「心配ごと相談所」を開設することになりました。

この心配ごと相談所は、住民のあらゆる心配ごと、なやみごとに対して、生活するもの立場から相談にこたへるものであります。

なやみごと、心配ごとをもちつて居る人なら、どなたでも気軽においで下さい。相談については、秘密を厳守いたします。

◎心配ごと相談所開設要領

1. 相談日
毎月10日の月二回開設
2. 相談時間
午後1時より午後3時まで
3. 相談場所
役場分室(消防本部) 二階
4. 相談料は無料です。

※相談員は次の各氏です。
田村太郎 前波純一
中島勝二 石丸実

国民年金保険料の 納め忘れをなくしましょう

金は、その年度の納入如何が大ききカギとなります。このようにな事故がおきてからあわてて保険料を納めても間に合いません。

今年も年度末がやってきました。三月および四月は昭和四十四年度の保険料のしめくりの月です。国民年金の保険料を納め忘れていないでしようか。

ご存知のように老令年金は、保険料を納めていないと年金額に影響します。また、けがをしたり、ご主人が死亡したりしたときに支給される障害年金や母子年金は、その年度の納入如何が大ききカギとなります。このようにな事故がおきてからあわてて保険料を納めても間に合いません。

納め忘れの保険料がないかどうかお調べ下さい。納めたつもりで実は納め忘れていたというケースが案外多いものです。

新潟県は、全国でも障害年金を受けている人がたいへん多いのです。このことは、障害状態になつて居る人が多いということよりも、保険料の納め忘れが少なくないということにもなるかと思ひます。

いざというときに、少しの滞納のために年金が受けられないということのないよう、保険料は必ず納期限までに納めるようにしてください。

なお、毎月納めるのが面倒な方、納め忘れのないようになつておきたい方のためには、

× 保険料の前納、免除、過納
× 保険料の納め忘れ
× 保険料の納め忘れ

昭和45年度暖候期予報に基づく 稲作技術対策

(1) 予想される気象 (新潟地方気象台)
①春季は寒暖の変化がはげしい。特に4月中旬～5月上旬に低温の期間がある。(2)梅雨期6月上旬～下旬高温少雨傾向、6月下旬～7月中旬、大雨のおそれ、低温の期間がある。(3)盛夏期は天候不安定、暑さ続かず低温、多雨の期間がある。(4)秋季は前半早冷傾向、後半は順調

(2) 予想される稲作上の問題点と技術対策について
①早播しすぎると除覆後の低温に遭遇してしまきすぎない。除覆時の気象に注意する。苗質の生育は前半は保温管理をする。(2)田植後の生育は前半は保温管理をする。(3)田植後の生育は前半は保温管理をする。(4)田植後の生育は前半は保温管理をする。

①早播しすぎると除覆後の低温に遭遇してしまきすぎない。除覆時の気象に注意する。苗質の生育は前半は保温管理をする。(2)田植後の生育は前半は保温管理をする。(3)田植後の生育は前半は保温管理をする。(4)田植後の生育は前半は保温管理をする。

ふたつとふたつと 秋の夜と与板

三三、もろとも踊り明しぬ
秋の夜を身にいたづきのぬるも知らず
解、前書きに「この頃は踊り手拭たまはり恭しく納めまらせ候。」とありて与板の親友且つ支援者の山田杜卓に宛てた書簡の後半の歌である。

意味は書簡の項で述べた通り大好きな踊りに一夜を踊り明かしたことを詠じたもので「いたづきは病気のことで、病中も忘れて良寛さまが踊っている様子がよく想像され、無邪気で子供のような童心に浸つて居る愉快な歌である。穂つきも鬼ごつとも同じ心境であろう。

三四、わが宿の垣根にうゑし
萩すき道もなきまでしげりあひにけり。
解、弟由之が「さすたけのきみみ園はせまけれど秋は野山の花のいろいり。」と詠んで贈つたのに対する返しの歌である。時は文政十三年七月十三日の七月七日良寛さま晩年の島崎時代であるから定めし庭は狭かつたろうが道もなきまで萩すきが茂つて居るさまを歌い大自然の妙理に感懐

ひにけるかも。
前書きに「与板といふ里にいたりて、某の許訪ひし日萩の花はさかりなり」とある。某の許とは山田家か三輪家であろうと吉野先生はいつていられる。
意味は「自分は托鉢に来たのにあまり萩の花が美しいのでそれに見とれて托鉢のことは忘れてしまった」という程の意であろうと思ふ。

類歌に
飯乞うとわが来て見れば萩の花みぎりしみに咲きにけりし。がある。
「しみみ」は軒下の石敷意。
三七、白つゆは異におかぬをいかなればうすく濃く染む山のみもぢ葉。
解、前書きに「由之に問ふ」とあり、意味は白露は一樣無差別に草木におくのであるにどうして山の紅葉は、うすい濃いの別があるのであらうか。」と自然の妙理を詠じたものと思ふ。

類歌に
「おく露に心はなきを紅葉の薄きも濃きもおのがまにまに。」がある。
駒形新作記

三三、もろとも踊り明しぬ
秋の夜を身にいたづきのぬるも知らず
解、前書きに「この頃は踊り手拭たまはり恭しく納めまらせ候。」とありて与板の親友且つ支援者の山田杜卓に宛てた書簡の後半の歌である。

意味は書簡の項で述べた通り大好きな踊りに一夜を踊り明かしたことを詠じたもので「いたづきは病気のことで、病中も忘れて良寛さまが踊っている様子がよく想像され、無邪気で子供のような童心に浸つて居る愉快な歌である。穂つきも鬼ごつとも同じ心境であろう。

三四、わが宿の垣根にうゑし
萩すき道もなきまでしげりあひにけり。
解、弟由之が「さすたけのきみみ園はせまけれど秋は野山の花のいろいり。」と詠んで贈つたのに対する返しの歌である。時は文政十三年七月十三日の七月七日良寛さま晩年の島崎時代であるから定めし庭は狭かつたろうが道もなきまで萩すきが茂つて居るさまを歌い大自然の妙理に感懐